

機関番号：11501

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006 ～ 2008

課題番号：18530162

研究課題名（和文） 拡大 EU で進展する国際ネットワーク型生産に関する研究

研究課題名（英文） Study on International Network of Production under the EU Enlargement

研究代表者

鈴木 均（SUZUKI HITOSHI）

山形大学・人文学部・教授

研究者番号：10141269

研究成果の概要（和文）：

本研究の目的は、EU と CEEC(中東欧諸国)との間に急速に進展している国際ネットワーク型生産の現状を分析することにある。90年代に体制転換をした CEEC は 10 年をへて EU へ加盟した。この間に EU 側も市場統合、通貨統合を平行して進めている同時に、欧州協定、CEFTA による自由貿易体制で CEEC を EU へ統合してきた。この間、EU 産業企業は直接投資により生産ネットワークを構築した。ここでは、90 年代の市場統合、通貨統合と関係させネットワーク生産の実態を明らかにした。

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	1,100,000	0	1,100,000
2007 年度	900,000	270,000	1,170,000
2008 年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	540,000	3,440,000

研究分野：社会科学・経済学・EU 経済論

科研費の分科・細目：経済学・応用経済学

キーワード：EU, CEEC, 欧州協定、FDI、ネットワーク型生産、自由貿易体制、EU の東方拡大、国際分業

## 1. 研究開始当初の背景

2004 年 5 月に EU は新たに中東諸国 10 カ国を加え、25 カ国になり、さらに 2007 年には 2 カ国を加え 27 カ国となった。新加盟国 10 カ国は、地中海地域の 2 カ国を除けば、旧社会主義国であり、市場経済を目指し体制転換を果たし、10 年超経過して EU 経済へ統合された。この 10 年超の期間に、中東欧諸国は EU との自由貿易協定である欧州協定を取り結び、10 年間で双方の自由貿易を達成してきた。さらに、中東欧諸国は CEFTA（中欧自由

貿易協定）を締結し、欧州協定を補完している。こうした重複の自由貿易体制の形成は EU 産業企業に魅力的な産業立地を提供している。

中東欧諸国（CEEC）の EU 経済への組み込みは、貿易関係の進展の中で行われてきた。EU と中東欧の貿易関係は 90 年代の数年で、コメコン体制依存から EU 依存へと急速に転換した。90 年代の EU 貿易関係は、先進国よりも中東欧（CEEC）と東南アジア（DAE）に輸出・輸入両面で急速に拡大した。しかし、

CEEC の対 E U の輸出は、対 D A E のそれとは異なり、貿易構造の面で問題があった。すなわち、D A E の対 E U ではハイテク製品、機械輸送機の輸出が顕著であったが、CEEC のそれは衣服・繊維、化学バルキー製品等の伝統製品の構成比が高かった。この傾向は 90 年代前半で顕著であったが、90 年代後半からは、CEEC の対 E U 輸出の相貌が大きく変わった。CEEC は 90 年代後半に対 E U 輸出において急速に組立加工型の輸出へと変わったのである。この変化には、90 年代後半の E U 産業企業の直接投資の拡大が大きく関係している。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、E U と C E E C との間に急速に進展している国際ネットワーク型生産の現状を研究することにある。90 年代前半の対 C E E C への直接投資は、ハンガリーがそれを代表してきたが、後半以降から現在までポーランド、チェコなどへの直接投資が急拡大した。直接投資の投資分野も 90 年代前半の非製造業・金融業から、90 年代後半に製造業の比重が高まってきており、中でも電気機械・輸送機械等の産業への比重が高まった。直接投資国は E U 諸国の比率が高まっている。部品と最終製品との間で、C E E C と E U 間で、貿易関係が急増する現象が見られる。すなわち、E U 産業企業の製造業企業が C E E C 地域で国際ネットワーク型生産を急速に展開しているのである。これらの相互関係の検証が重要な課題となる。

この研究の学術的な特徴は、国際ネットワーク型生産の現状を自由貿易体制の形成を含めて E U ・ C E E C との貿易構造の分析、直接投資の分析を遂行することにある。

## 3. 研究の方法

本研究は国際ネットワーク型生産の進展についての現状を次のような観点を踏まえて分析する。

E U と C E E C との自由貿易体制である欧州協定と C E E C 内（ヴィシエグラード諸国間）の自由貿易体制である C E F T A との複合的な自由貿易体制の形成により、E U 産

業企業の生産基地として魅力を増した側面を明らかにする。E U と C E E C 間の輸出・輸入について貿易統計データにより、主要産業である自動車産業、電気・電子産業、事務機械産業で、部品貿易・完成品貿易がいかなる進展を見せているかを明らかにする。

E U 産業企業が展開した直接投資の実態を分析する。統計データによっては必ずしも明確化できない日本を含めた国際多国籍企業の C E E C での生産の実態や事業計画を現地調査し、生産本拠と部品調達のエ U 地域、C E E C 地域で結んでいる生産ネットワークの現実も合わせて調査する。

## 4. 研究成果

(1) 研究成果の一部として「EU 経済統合の展開と景気循環」(星野、河村、栗田、鈴木他(共著)、グローバル資本主義と景気循環、御茶の水書房、2008 年)として発表している。ここでは、90 年代の EU 経済の展開過程を経済統合、すなわち 92 年末市場統合と 99 年通貨統合の展開と合わせて検討している。以下その内容である。

市場統合は 70 年から 80 年代前半まで長期不況に苦しんだ EU が経済成長を達成する戦略として計画したものであった。92 年末までに市場統合を完成するという市場統合計画は、実質的に EU 共同市場を区分する非関税障壁を構成国間相互で撤廃していくことであった。「市場統合白書」で提示されている 300 項目(最終的 282 項目)にのぼる非関税障壁の除去は、物理的障壁の除去として、通関手続きの簡素化、単一通関文書の使用、動植物免疫規制の調和、人の移動のための国境規制の統合など、技術的障壁の除去として、製造業製品の規格・型式認証の統一、公共調達の開放、労働・専門職の自由移動、金融・運輸・情報等のサービスの共同市場形成、資本移動の自由化など、租税障壁の除去として、付加価値税の税率の共通化、物品税等の対象分野と税率の共通化、から構成されていた。物理的、技術的、租税の 3 つの障壁は、健康安全基準や製造業製品の工業規格・型式認証による規制、公共調達におけるその他

の構成国の排除、金融業・運輸業・資本取引等のサービスに対する許認可という EU 構成各国が持つ権限であった。何よりもこれら非関税障壁を多国間で撤廃することにより、「国民経済化」する EU 大市場を産業企業に提供することに眼目があったのである。

市場統合計画には、次のような実効化の制度条件が準備されており、EU 産業企業に対応を迫っていたことが重要であった。第 1 に、ローマ条約(58 年)を改正して、市場統合計画の実行を確保した単一欧州議定書(SEA)が 87 年に発効され、非関税障壁を除去する方策として、特定多数決方式が導入されたことであった。第 2 に、非関税障壁の除去の主要な対象は技術的障壁の除去や金融業を中心とするサービスの域内市場化であったといえるが、ここには構成国の市場区分化を乗り越えるニュー・アプローチと称する手法が実施に移されていた。ニュー・アプローチは「最小限の調和」と構成国間の「相互承認」からなる。具体的な在り方は、EU 閣僚理事会レベルで指令(directive)に盛り込まれる極めて大枠の一般的な規格を作成し、詳細な規格・認証制度は、欧州レベルの専門機関である CEN(欧州標準化委員会)、CENELEC(欧州電気標準化委員会)などにゆだねて作成し、適切な欧州規格ができるまで、構成国相互の基準・規格を相互承認するものであった。

市場統合計画の実効化の制度条件を保持している以上、欧州単一議定書が 87 年 7 月に発効されるや EU 産業企業が積極的に対応したのは当然であった。87 年後半から増加してきた設備投資の拡大は市場統合計画と関連したものであり、EU 経済は 88~90 年にかけて GDP3%成長を果たした。

通貨統合は市場統合が成功裏に進展したことを受けて計画されたものであったが、折からの社会主義体制の崩壊を受け、政治統合をも視野に含めることにもなった。マーストリヒト(欧州連合)条約では、主要な内容として EMU(経済通貨統合)計画が記載され、第 3 段階を経て単一通貨を導入する計画であった。第 1 段階は 90 年に開始され、第 2 段階は 94 年に開始され、第 3 段階は 97 年か 99 年かに開始される

予定であった。欧州の新秩序形成を担うことになった欧州連合条約の内実である EMU への進展は、90 年代の EU 経済の景気循環をほぼ全規定することになった。第 1 は、EMU への進展は市場統合計画の順調な推移を基盤としているが、同時に、79 年創設の EMS(欧州通貨システム)・ERM(欧州為替メカニズム)の進展、特に 87 年以降の EU 構成国間の為替変更(リアライメント)が無くなり、欧州空間においては「事実上」の為替固定相場制になったことを背景にしていた。しかしながら、冷戦体制の終焉を象徴するドイツ統一による負担の下で、92~93 年にかけて連続する欧州通貨危機によって「事実上」の為替固定相場制の維持は困難になり、別途の戦略を模索せざるを得なくなると共に、EU 経済のマイナス成長を余儀なくされたのであった。第 2 は、経済政策のマクロ指標優先、財政規律への厳格化が EMU の完成への移行経済基準の重要な指標であり、EU 構成国各国の裁量的財政政策は不可能になっていることが重要である。まして 93 年のマイナス成長による失業増大による社会保障関係費の増加による財政赤字の拡大があり、それを多年度にわたり相互監視の中で削減してゆく必要があった。これは 94 年以降の景気政策を大きく規定していくことになったのである。

欧州通貨危機に対しては ERM のリアライメントは行わず、ERM のナロー幅上下 2.25% をワイド幅上下 15% (変動幅 30%) へと大幅に拡大し、変動幅に弾力を持たせた形式的な固定相場制(形容矛盾的である「弾力的固定相場制」)へ移行(93 年 8 月)することであった。このワイド幅への変更は投機の目標を当面設定できにくいものにし、投機対策に有効なものとなったといわれる。以後の ERM の推移を見れば、EU 各国が ERM ワイド幅の政策余地を利用しなかったし、ERM の旧来の変動幅に各国通貨を収めようとした。その結果、それぞれの平価変更後の水準で見て、現実の乖離幅は一時的には 8%程度になるがほぼ 5%水準で推移している。まさに、欧州委員会の表現を借りれば「陰の戦略(shadowing strategy)」を遂行したのである。

95年後半に入れば、EMUの完成・単一通貨導入への準備は確実に進展した。95年5月EU委員会の通貨統合へのシナリオとして「グリーン・ペーパー」が発行され、6月の欧州理事会で賛意が示され、12月欧州理事会では通貨統合への移行時期、移行手順、単一通貨導入時期を確定していた。確定した内容は、EMUの完成の時期は97年では不可能であり、EU条約に規定された自動的移行の時期99年1月と決定し、通貨名称をECUからeuro(ユーロ)に変更し、移行時期から3年目(2002年)で単一通貨ユーロを一般流通へ導入することを決定した。

EMUへの進展は財政政策にも厳しい枠組みを設けていた。財政規律は年間の一般政府財政赤字GDP3%以内、累積債務残高GDP60%以内というものであった。これはEMU第3段階の移行経済基準ではある。この財政に関する収斂規定も、96年12月理事会に提案され97年6月に公式に決定された「安定・成長協定(Stability and Growth Pact)」によって強化された。「安定・成長協定」の適用はEMU完成後のものだが、財政規律は厳然として守られるべきものとしてEU構成国に浸透した。

92~93年欧州通貨危機、93年のマイナス成長によって、80年代を通じて行われた財政再建の努力により縮小されてきた一般政府財政赤字と一般政府累積債務残高が一挙に拡大し、93年段階に最悪のものとなった。その結果、これを満たすのはルクセンブルクのみとなった。この財政規律の悪化を是正するには多年度を要し、EMU第3段階への移行経済基準の判定指標が確定される97年末まで、「財政デフレ」に遭遇するような勢いで財政健全化が図られた(例えば、年間財政赤字のGDP比でフランスは93年6.0%から98年2.7%へ、イタリアは10.3%から2.8%)。

EU経済は市場統合により「国民経済化」を進展させる一方で、ポスト冷戦後の中東欧諸国の市場経済化を自由貿易協定である93年「欧州協定」で抱えることで、域内国境と中東欧諸国での二重のボーダーレスによる大競争時代を迎え、労働コスト・非賃金コストや生産コストが重要な国際競争条件になって産業立地問

題を引き起こしてきた。EU経済では、このことにより雇用の抑制や賃金の抑制が一般的なものとなり、個人消費需要が抑制される傾向があった。

90年代のEU経済は外需による輸出依存型の景気回復をたどることになり、しかも、輸出をめぐる外的環境に影響されやすい構造が強まったことが重要である。EU経済は97年段階まで、欧州委員会が示すように「輸出主導型」の経済成長であり、98年になって本格的にEU域内需要拡大に連結するものと見られていたが、これは必ずしも達成されなかった。EU経済は域外輸出依存を90年代に入って強めており、97年のアジア通貨危機、98年夏のロシア通貨危機、99年初めの南米経済・通貨危機などに影響を受け、域外輸出が減少し、EU経済の97年からの持続的拡大を98・99年と鈍化させた。

98年5月の臨時欧州理事会において97年末データに基づき通貨統合移行の4基準5条件(インフレ、長期金利、為替相場の「正常な変動幅」、年間財政赤字GDP3%以内・累積債務残高GDP60%以内)に従い、15カ国中イギリス、デンマーク、スウェーデンを除く11カ国で99年からの単一通貨ユーロの導入・通貨統合の開始を決定した(ギリシアは01年に参加、ユーロの一般流通は02年以降)。EU経済は通貨統合の開始という制度条件に誘導されて98~2000年の総固定資本形成が5~6%水準に達し、GDP成長率3%という高領域の成長を果たした。しかしながら、一般的に通貨統合ないしユーロの経済効果といわれる、EU各国通貨への両替コストの削減(GDPの0.5%といわれた)、ユーロ表示による価格の透明性の確保などが経済成長を規定したというわけではなく、通貨統合過程がもたらしてきた経済の実体的効果が影響していた。第1に、通貨統合による収斂過程がもたらした短期・長期金利の低位収斂が実質金利を大幅に下げ、このことがEU周辺諸国(アイルランド、スペイン、ポルトガルなど)の景気を拡大させた。第2に、通貨統合は単一通貨ユーロによる金融・資本市場のさらなる一体化を確保し、折からのアメリカ発のグローバル化、ICT革命などに基づいた対米証券投資、域内・

域外を跨ぐ企業再編成(クロスボーダーM&A)に対し、さらには域内市場のベンチャー企業の旗生に対し資金供給を準備できたことである。

(2)研究成果の第2は「戦後ヨーロッパの軌跡」(SGCIME 編(共著) 現代経済学の解明、御茶の水書房、2010年、)であるが、これは戦後ヨーロッパの経済の軌跡を経済統合の観点からまとめたものであるが、21世紀の10年に重点をおいて叙述したものである。ここでは04年にEUの東方拡大の過程をみ、欧州協定の展開と中欧自由貿易(CEFTA)の展開をみて、中東欧諸国とのネットワーク生産に關し、直接投資による中東欧諸国の成長の保持の面に触れ、さらに中東欧諸国の外銀支配について触れ、リーマン・ショック後のEU経済の姿を叙述している。以下は中東欧諸国と関係した部分の内容である。

市場経済化を経てEU加盟を果たした中東欧諸国にとり、経済発展に寄与した特徴的な2つのことが重要であった。第1は、直接投資の大幅な展開が為されたことで、欧州協定の実効化に伴い汎欧州ネットワーク型生産が形成されたと共に、直接投資が東欧諸国の経済成長を支えることになった。直接投資の流入は、旧社会主義からの市場経済の転換、民営化が開始されるとEU産業企業がそれを買収したことを起点としているが、95年から急速に拡大している。直接投資流入を部門別に見ると、製造業が高く(自動車、電機・電子機器、化学)、金融仲介(銀行・証券・保険)、卸・小売りが続く。製造業のトップは自動車産業であり、フォルクス・ワーゲン、ルノー、オペルなどが民営化企業を買収がグリーンフィールドの新規直接投資を行っている。電機・電子産業ではフィリップス、ジーマス、ノキアなどのEU企業のほかに、アメリカ企業、韓国企業、日本企業が生産拠点を中東欧諸国に構築してきた。この結果、東欧15カ国(南東欧諸国も含めて)のEU15への輸出は02年には90年の7倍に跳ね上がった。貿易のパターンは産業内貿易であり、企業内貿易の割合も高く、中東欧(特にチェコ、ハンガリー、ポーランド)は製造品(部品、中間財、完成品)の生産・輸出基地として機能している。

さらに、マクロ経済的に見れば、直接投資が中東欧の経済成長を牽引する姿も見える。

第2に、経済成長には通貨・金融面の整備がなければ保持できないが、これは外国銀行の支配によった。社会主義の時代には、東欧はモノバンク(単一銀行)制度であったが、市場経済化で国立銀行から商業銀行業務を分離して設立し、次いでこれらを民営化してきた。この結果、エストニア、スロバキア、チェコ、リトアニアでは90%以上、ポーランド、ハンガリーでは80~70%が外銀保有の金融システムとなっている。こうした中東欧諸国の銀行の外銀支配は、中東欧諸国が銀行経営の最新技術や専門知識を持ち合わせないためであり、他方でEU加盟に伴い単一銀行免許制が導入されたことからEUからの銀行の進出を受け入れたためであった。中東欧諸国の成長率が高いので銀行貸出は増加し、05年ベースで15%から70%も増大し、この融資はユーロ建てで貸出されている。

中東欧諸国がEUに加盟し、この間の成長率は平均7%と高いものであったが、こうした高い成長率はEU構成国の積極的な直接投資だけでは十分ではなく、外国銀行の短期資金で経常収支の赤字を補填する必要があった。EU加盟で積極的な事業展開で、中東欧の国内預金で間に合うことはなく、親銀行から資本投入や借入れによって旺盛な資金需要を応えてきた。しかも、銀行貸出はスイス・フランかユーロでの貸出(ラトビア、エストニアは80~90%、ハンガリー、ルーマニアは60%)であった。08年9月にリーマン・ショックにより国際金融危機が発生すると、ヨーロッパの金融機関は関連損失が拡大しただけでなく、市場での資金調達が困難になり、中東欧諸国で営業する子会社・支店への融資が滞り、資金を引き揚げた。08年10月以降になるとハンガリーが対ユーロ相場で下落し、IMF・EUの融資を受けることになったし、ラトビア(11月)はERMIIに参加していたため厳しい財政規制を課せられた中でIMF・EUの融資を受けることになった。さらにルーマニアも09年3月にはIMF・EUの融資を受けることになった。

(3) 最後に「拡大する EU で進展する国際ネットワーク型生産に関する研究」が研究テーマであったが、そのためにも実地調査も行ってきたが、激変する EU 経済のマクロ経済の動向に関心の重点が移り、ネットワーク型生産のようなミクロ経済を十分分析することができない結果に終わった。しかし、不十分ながら科研費成果報告書(課題番号 10630030)「対中・東欧直接投資と EU 産業空洞化」で欧州協定、CEFTA による EU と中東欧諸国の貿易関係の展開、ダイナミックアジアとの比較、EU による対中東欧諸国への直接投資の展開、その中での多国籍企業の重要さなどを分析している。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[図書] (計 2 件)

- ①SGCIME 編、鈴木均他(共著)、御茶の水書房、現代経済学の解明、2010 年、73-100 頁
- ②星野、河村、栗田、鈴木均他(共著)、御茶の水書房、グローバル資本主義と景気循環、2008 年、193-233 頁

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

鈴木 均 (SUZUKI HITOSHI)  
山形大学・人文学部・教授  
研究者番号：10141269

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：